

「人間回復の橋」から20年

～現代社会に残る差別とハンセン病～

岡山県瀬戸内市立邑久中学校 阿部泰久

はじめに

わたしの勤務する瀬戸内市立邑久中学校の学区内には二つのハンセン病の国立療養所がある。長島愛生園と邑久光明園がそれである。

本校では、人権学習の一環として、ハンセン病の問題に取り組んでいる。教室での学習だけでなく、3年生全員が、長島愛生園を訪れて、歴史館の見学をしたり、入所者の方のお話を聴いたり、園内のフィールドワークを行ったりしている。

しかし、身近な地域であるとはいえ、ハンセン病学習を行う前では、両園が学区内にある小学校出身の生徒以外の子どもたちは、これらの施設のことやハンセン病についてほとんど知らないのである。

2007（平成19）年に岡山県が行った、ハンセン病に関する県民意識調査（15歳以上の4000人に実施）でも、岡山県内にハンセン病の療養施設があることについて、知っていると回答したのは、全体では86.5%であるが、15～19歳では60.5%であった。また、ハンセン病がどのような病気か知っているとは回答したのは、全体で44.3%、15～19歳では34.9%であった（『ハンセン病に関する県民意識調査』平成20（2008）年 岡山県）。地元だから、身近な地域だから「知っている」ということにはならないのである。地道な啓発活動、と

くに学校でのこの問題に関する教育の重要性を改めて感じている。

2 単元の位置づけ

現行の学習指導要領では、「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」において、「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせる」とされている。ハンセン病の問題は、教科書（『現代社会に残る差別』p.103）では、平等権に関わる問題としての配置となっている。しかし、この問題は、社会からの差別、偏見や国の隔離政策などによって、平等権の侵害のみならず、自由権、社会権など、基本的人権のすべてを奪われ、虐げられてきた、まさに人間としての尊厳を問う問題である。そういう意味では人権学習のまとめとして扱いたい。



長島愛生園歴史館（旧愛生園事務本館）

3 授業の展開

①二つの架橋20周年

○瀬戸大橋の開通20周年行事の写真と長島大橋の写真を見せる。

- ・今年4月の様子だ。この橋はどこか。
- ・20周年記念行事には1万人を超える参加者があった。
- ・この1か月後、県内のもう一つの橋の20周年が約100人の出席者によって祝われた。この橋はどこか。

○長島大橋が邑久中学校の学区内にある橋であることを知らせる。

- ・この橋は「人間回復の橋」とも呼ばれている。どうしてこのような呼び名がつけられたのだろう。
- ・海峡の幅は当時わずか22m。なぜそこに、1988（昭和63）年まで橋がなかったのか。また、橋を架ける運動が始まってから16年もの歳月がかかったのだろうか。



邑久長島大橋（「人間回復の橋」1988年開通）

②引き離された家族

～ハンセン病と隔離政策～

○入所者の方の手記を読む。

- ・なぜ家族から引き離されて島に来なければならなかったのだろうか。

・「らい予防法」による国の隔離政策

○ハンセン病についての説明する。

らい菌による感染症（遺伝ではない）
感染力は非常に弱い（発病は極めてまれ）
現在では治療薬により完治する

- ・なぜ隔離政策が続いたのだろうか。
- ・隔離政策の裏にあった社会の差別と偏見。

○入所者の方の手記を読む。

- ・差別と隔離の象徴としての22mの海峡。島から泳いで逃げようとして速い潮の流れにのまれ、命を落とした人々もいた。

③差別とのたたかい

○ハンセン病の人たちは、どのような基本的人権が侵害されていたかを考えさせる。

- ・自由権、平等権、生存権…多くの人権が今の憲法の下でもふみにじられていた。（条文を示す）
- ・入所者の方たちはこれに対してどのような行動をとっただろうか。（資料から調べる）
- ・架橋運動と長島大橋の開通
- ・「らい予防法」の廃止、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」、国の控訴断念が実現した。
- ・長島大橋の開通はまさに自由と尊厳の回復を求めた、「人間回復の橋」だった。



ハンセン病訴訟について伝える新聞記事
「中学生の公民 初訂版」p.103

④今も残る差別

○「アイレディース宮殿黒川温泉ホテル事件」の新聞記事（宿泊拒否事件）の資料を見る。

- ・この事件をどう思うか。
- ・ホテル側の姿勢とそれに対する入所者側の対応をどう思うか。（生徒は入所者側の主張に共感）
- ・実際におこったことはこうだ。（入所者側への匿名の多数の誹謗中傷を具体的に紹介）
- ・なぜこのようなことがおきるのだろう。（今も人々の気持ちの中にある差別の気持ち、偏見について考えさせる。）

⑤わたしたちにできることは何か

- ・ハンセン病の元患者への差別は、昔の話ではない。（時間があれば北京オリンピックのハンセン病患者入国禁止条項の例を取り上げる）

○人々の中に残る差別や偏見をどうしていけばなくしていくことができるか考えさせる。

- ・正しい知識や理解。それを広めていく。
- ・入所者の方との交流、地域との交流をすすめる。
- ・交流に行ったことのある生徒の体験談、感想を発表させる。または読み上げる。
- ・「ハンセン病問題基本法」の成立（地域に開かれた療養所）、地域との交流行事の記事を紹介
- ・感想とわたしたちにできることはなにか、を書かせる。

4 交流と人権意識の広がりをめざして

地元校として、今まで、3年生での総合的な学習の時間や2年生での職場体験学習、ボランティア活動などで、交流をすすめてきた。

その他にも両園の夏祭りや入所者の方も招いた豊漁祭などの行事に地域の生徒を中心に参加してきた。「ハンセン病問題基本法」の成立もあり、これから地域との交流の機会もより増えてくると思われる。今後も積極的に入所者の方との交流を図っていきたい。

最後に、ある入所者の方の言葉を紹介したい。「今は賠償問題も解決し、この園で静かに余生を送るだけだ。しかし、同じ病気で闘っている水俣病や原爆後遺症の方たちの何か力になればと思う。」ハンセン病の問題もこれらの問題と根本のところにつながっているのだということに改めて気づかされた。ハンセン病を学ぶことで他の差別への認識を深めていくこともわたしたちにできることではないだろうか。



納骨堂（死後も故郷に帰れない3500柱が眠る）



昭和30年当時の愛生園の全景模型